

第12回(仮称)箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時：平成19年11月6日(火) 18:00~20:30
場 所：箱根町役場分庁舎第5会議室
出席者：策定委員 芝、小川、川口、小林、清野、高畠、 田崎、村上 箱根町 秋澤、古谷、吉田 サーベイリサーチセンター 一杉、藁科

1 挨拶

委員長

本日は、今月の19日にフォーラムを控えていることから、議事のまとめをしていかなければならない。当初予定では、12月までに条例素案を仕上げ、町長へ報告を行う予定だったが、慎重に議論を重ねた結果、12月は難しいようだ。しかし、年度末までには何とか完成させ、町長へ報告を行うこととしたい。条例素案については、前回でかなりまとまってきたが、行政の方からの意見もあるようなので、よりよい条例ができるように検討していただきたい。本日もいつもどおりに、活発にご議論をしていただきたいと思う。

2 条例素案について

事務局

前回の策定委員会を受けて開かれた庁内会議(庶務主任者会議)での意見は、全部で5項目ある。第一には、前文に「最高規範」の文言を入れることについてである。これについては、憲法でも前文で「最高規範」は謳っていないことから、条文だけで謳ったほうがよいのではないかというものである。

促進役

策定委員会では、前文にも「最高規範」を謳った

方がインパクトがあるということで入れたのだが、憲法、条例、法律を調べた結果、前文と条文の両方に「最高規範」のあるものは非常に少ないことが分かった。条文だけに「最高規範」を盛り込んでいる例が多数となっている。憲法でも第98条で最高法規と謳っているだけで、それ以外は出てきていない。前文はすべての条例にあるものではなく、条例が必要になった背景やこれから目指そうとする姿などを説明する必要がある場合に置かれるものである。自治基本条例は町民に関わる基本的な条例であり、条文からはこの条例の必要性や背景がなかなか読み取れないため、前文を置いている。また前文は条例の一部であり、前文を修正する場合も議会の議決を得る必要がある。したがって、前文には「最高規範」は入れずに、条文の中で謳うということでご了解いただければと思う。

委員一同 異議なし。(前文には「最高規範」を謳わない修正案で了承)

事務局 第二には「住民の定義」についてである。住民という言葉が出てくるのは、第25条「住民投票」のみであり、他では出てこない。そのため、住民を町民の中に溶け込ませたらどうだろうかという意見であった。もちろん解説で補足はしていきたい。

委員長 「住民」を定義しないとすると、住民投票を実施する場合の住民の根拠はどこに求められるのか。明確に住民の定義がないと、住民投票などできないのではないだろうか。

促進役 地方自治法の中に住民投票の規定があるので、自治基本条例に住民の定義がなくても住民投票はできる。

委員 住民投票の資格は、通常の選挙とは違うのか。

事務局 他の自治体の自治基本条例では、投票できる年齢を18歳にするなど、通常の選挙と異なる資格を定め

- ているケースもある。
- 促進役 年齢要件などは第25条の第3項にあるように、「住民投票に必要な事項は、別に条例で定めます」となっている。
- 事務局 やり方としては先ほど言ったが、町議会議員の選挙などと同じである。ただし、年齢等のいろいろな要件については別の条例で定めることになる。
- 委員 町民であっても、住民投票ができない人もいるのか。それでいいのか。
- 事務局 実際には、住民登録がないとできない。そうでないと把握のしようがない。
- 委員長 第7条の町民の権利と責務に、まちづくりに参加する権利があるが、参加する権利というのは、広義で解釈すると住民投票の権利も有すると理解できないか。そうではないと100%否定することができるか。
- 促進役 第7条第2項に規定されているように、町民は何に参加する権利があるかということ、まちづくりに参加する権利があるということになる。ここまでは皆さん理解されていると思う。一方、住民投票は町政に関する特別重要な事項について実施するものであり、町の活動に対する住民の意思表示というのに近いと思われる。
- 委員長 誤解を招かないように、住民ではない町民は、住民投票に参加できないという文章に変えた方がいいのではないか。
- 事務局 第25条の説明で明確にわかる形で解説していくというのはどうだろうか。
- 委員長 あげあしをとられる前に対策をしたほうがよいのではないか。そもそも「住民」の定義を「町民」の定義のなかに含めたから色々なことが出てきたと思

- われる。
- 委員　　そもそも初期の頃の策定委員会では、町民と住民が違ふというところが分かり難かった。定義付けがされて初めて分かったということもあった。
- 促進役　　方法としては2つ。住民の定義を元に戻すか、解説の中で説明をしていくかということになる。
- 企画課長　　解説の中で住民を位置付けるのはどうだろうか。
- 委員長　　表現はどのようになるのか。
- 促進役　　従来案では、住民は「町内に住所を有する者」ということになる。
- 委員　　条例ができて解説というのはずっとついていくのか。
- 事務局　　最終的には、条文のみとなる。ただし、周知活動においては、条例と解説は常にワンセットにしていく。
- 促進役　　仮に、条文を変えずに解説をいじるのであれば、第25条の解説「住民の意思を」を、「町内に住所を有する住民の意思を」とすることになる。
- 委員長　　やはり町民は、住民の他に町内に別荘を有するもの・・・と言ったほうがわかりやすい。今のままで無理矢理直すのは賛成しかねる。
- 事務局　　第25条で解説をふくらめてもだめだろうか。
- 委員長　　みんなにわかりやすいようにすることが基本である。町の職員の感覚でわかりにくくするのはいかなものか。誤解を招きやすい。再度差し戻したほうがいい。
- 委員　　条文でわかりやすいのがいいと思う。解説でわからせようとするテクニックがおかしい。条文で住民と書いてあれば分かる。町民、町民というのが住民が

- 基本だ。
- 委員長 他の委員さんが言ったが、町民と住民の区別を明確にすべきだ。
- 企画課長 再度内部で確認をとって話をさせていただきたい。職員が日頃普通に使っている言葉を、町民の皆さんも理解できると思い込んでしまっているところがあると思う。
- 委員長 解説やテクニクでごまかすようなやり方ではなく、町民が誤解を招かないように、分かりやすくしていただきたい。
- 事務局 改めて検討させていただく。(住民の定義を元に戻すか条文ではなく解説で補足するかは要検討)
- 事務局 第三には、第23条「審議会など」について、既に町には「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」や「附属機関等の委員公募基準」等があり、この中で様々なことが、かなり厳しい形で細かく規定されている。そのため自治基本条例では、その基本的な考え方についてのみ規定することで良いのではないかというものである。
- 委員長 「附属機関等の委員公募基準」の第2条に「町民」とがあるが、この場合の「町民」とはどのような者を想定しているのか。
- 事務局 既存の例規では、作成時の状況などで「町民」と「住民」を曖昧な形で使ってきたと思う。
- 委員長 基本になるものが曖昧だと、みんな曖昧になってしまう。明確にこれが基本・基準になるものだというものを作っていないといけないと思う。
- 促進役 500以上ある町の例規等における「町民」の定義を全て統一することは物理的に無理である。そのため、条例素案の第3条では「この条例において」と限定しており、他の条例等にまで影響を及ぼすものでは

ない。条例素案において、町民と住民の区別が分からなくなったということなので、これについては、はっきりさせなければいけないと思う。ただし今は、第23条についての議論であり、細かい基準は他の要綱等で決められているので、自治基本条例という性格からすると基本的なことだけ載せたらどうだろうかということである。確かにここであまりにも厳しくしてしまうと、会議が開けないなどという事態もおこりかねないと思われる。

委員長 細かい規定は他の条例等があるから、筋をやりうという話だった。不可能なことを最初からここに謳ってしまうのはどうかと思う。

委員一同 異議なし(第23条の文言は修正案で了承)

事務局 第四には、第27条中の「かんがみ」という言い回しが分かり難いという指摘であった。これについては、他の条例等を調べた結果、「かんがみ」を「認識し」に改めるとともに、「溢れる」を「あふれる」とひらがなにした方が良いのではないかという結論となった。

促進役 この点についてはいかがだろうか。

委員一同 異議なし(第27条の文言は修正案で了承)

事務局 最後に第五としては、語尾の整理についてである。原則として「～するものとします」「～しなければなりません」を同じ強制力、拘束力のある語尾として「～します」に統一をしたいと思う。なお「～に努めます」はそのまま使っていくこととしたい。

促進役 第23条を見ると「公募による町民を含めるよう努めます」という言葉が出てくる。これについては、公募をしても応募される方がない場合には困ってしまう。そのためここでは「努めます」を使うこととして、他は「～します」に変えるとういこととかがだろうか。

委員	意思表示がはっきりして良いと思う。
促進役	それではよろしいだろうか。
委員長	今はこういう流れなのか。
事務局	他自治体においても「します」という表現の仕方が多いと思われる。
委員一同	異議なし。(各条文の語尾は修正案で了承)
促進役	条例素案については、以上で終えたいと思うが、「住民」を定義するかについては預からせていただき、事務局と調整することとしたい。

3 フォーラムの開催について

事務局	開催要項通りの進行でよろしいだろうか。
委員	閉会の言葉は、自分ではなくこの会議の重みに適した人にやってもらった方が良いのではないだろうか。
委員長	皆さんが適任だということをお願いするのだから、問題ないと思う。
事務局	<p>フォーラムの周知については、広く一般住民向けとして広報はこね、回覧板、インターネットに掲載した。また策定委員会の方でアンケート対象者の2,000人にダイレクトメールを10月末に送付した。さらに各種団体長、自治会の会長には、パンフレットと案内状を送付した。また町議会議員と行政内部にも周知している。このようにできる範囲のことについてはやったつもりである。</p> <p>フォーラムは、15時から開催ということで、概ね90分程度を予定しており、場所は本庁舎4階の会議室を使用したいと考えている。</p>
委員	策定委員から一言ずつのコメントは名簿順か。

- 事務局 委員さんでお決めいただければと思う。
- 委員 持ち時間は2分とのことだが、2分にこだわるとその分の原稿を作るようになってしまおうし、他の委員と重複する部分かなり出てくると思う。自分の想いであるとか、自分の団体のことを言えばそれでいいのではないだろうか。おそらくは1分程度で完結するのではないかと思う。
- 委員長 時間は2分以内ということにして、後は様子を見ながら、各自に任せるとすることとしたい。フォーラムについては他にないか。
- 委員 開会についてだが、確実に入れなければならない言葉は「自治基本条例のフォーラムを開催します」でいいか。
- 事務局 「みんなで創る」を入れていただきたい。
- 委員長 フォーラムのことで他に気づいたことがあれば事務局まで連絡をしていただきたい。
- 促進役 最後にもう一度、フォーラムの主旨を確認しておきたい。今回は、職員を主な対象としているのではなく、初めて自治基本条例についての話しを聞く町民の方に主眼を置いている。委員の皆さんのお言葉で、普段通りに話していただければと思う。

4 今後のスケジュールについて

- 事務局 今後の予定だが、本日の策定委員会を受け、再度庁内会議を開き、先ほどの定義等の検討をして素案の形を作っていく。また9日には、町議会(常任委員会)に説明をする予定である。その後、12月上旬には、全議員に説明をしていきたいと考えている。
- そして、12月から1月の間で「まちづくり懇談会」と「パブリックコメント」を実施したいと思う。パブリックコメントは素案を元にして、新たなものが

あれば策定委員会に提案するという形となる。

町長への報告は3月に、議会への上程は6月定例会にできればと思っている。大まかなスケジュールは以上である。

委員長

12月については、策定委員会を実施せず、次回は来年1月に開催することとしたい。

副委員長

次回はフォーラムということであるが、今まで積み上げてきたことを、町民の皆さんにしっかりと伝えていきたいと思う。以上をもって、第12回策定委員会を終了する。